

（緊急制動表示灯）

第139条の2 緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第41条の4第3項の告示で定める基準は、制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第134条第1項及び第135条第1項に定める基準を準用し、方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第137条第1項及び第138条第1項に定める基準を準用する。

2 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないもの及び法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯は、前項の基準に適合するものとする。

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 すべての制動灯及び補助制動灯又はすべての方向指示器を使用するものであること。この場合において、方向指示器と同時に使用する場合に限り、補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用してもよい。

二 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第134条第3項第2号から第4号まで及び第6号から第8号まで並びに第135条第3項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までに定める基準を準用し、方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第137条第3項第1号から第4号まで、第6号及び第7号並びに同条第4項第2号から第10号まで、第15号及び第16号並びに第138条第3項第2号の規定を準用する。

三 毎分180回以上300回以下の一定の周期で点滅するものであること。ただし、フィラメント光源を用いる場合にあっては、毎分180回以上240回以下の一定の周期で点滅するものであること。

四 他の灯火装置と独立して作動するものであること。

五 自動的に作動し、及び自動的に作動を停止するものであること。

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.23.に限る。）

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）

- 七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。
- イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあつては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.23.に限る。）
- ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）
- 八 牽引自動車（次号に規定するものを除く。）にあつては、当該車両が被牽引自動車の緊急制動表示灯を制御する構造となっていること。この場合において、牽引自動車と被牽引自動車との間に電氣的接続がある場合は、緊急制動表示灯の作動周波数は、第3号本文に規定する値に限るものとする。ただし、被牽引自動車においてフィラメント光源が使われていないことを確実に検知できる場合にあつては、緊急制動表示灯の作動周波数は第3号ただし書に規定する値であってもよいものとする。
- 九 協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）に適合する連携制動又は準連携制動による主制動装置を備える被牽引自動車を牽引することができる牽引自動車は、主制動装置を使用する場合にあつては、その間、牽引自動車から被牽引自動車に制動灯及び補助制動灯を点灯させるための電気が供給されるものでなければならない。この場合において、当該被牽引自動車の緊急制動表示灯は牽引自動車のものとは独立に作動するものであつてもよいものとする。
- 4 次に掲げる緊急制動表示灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯